

公益財団法人沖縄県スポーツ協会競技力向上 対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 公益財団法人沖縄県スポーツ協会理事長(以下「理事長」という。)は、本県スポーツの振興と県民の健康、体力の増進を図るため、公益財団法人沖縄県スポーツ協会に加盟し、かつ、国民スポーツ大会開催競技団体、沖縄県中学校体育連盟が行う競技力向上対策事業に要する費用に対し、この要綱の示す範囲内で補助金を交付するものとする。

(補助対象団体及び補助事業経費等)

第2条 補助対象団体・事業細目・補助対象経費は、別表1のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 この補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、事業に着手しようとする日の20日前までに理事長に提出しなければならない。ただし、理事長が特に必要と認めるときは、その提出期限を変更することができる。

- (1)事業計画書
- (2)収支予算書
- (3)その他会長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第4条 理事長は、前条により補助金交付申請書の提出があった場合はその内容等を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは補助金の交付額を決定し、補助金交付決定通知書(第2号様式)により、その旨を申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第5条 前条の規定による通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の請求をしようとするときは、補助金請求書(第3号様式)を理事長に提出しなければならない。

- 2 理事長は、前項の規定による書類の提出があったときは、その内容を審査し適当と認めたときは補助金を交付する。
- 3 補助事業者から補助金の概算払いの請求があった場合には、概算で支払うことができるものとする。

(計画変更の承認)

第6条 補助事業者は、補助事業の内容を変更する場合は、補助事業計画変更承認申請書(第4号様式)を理事長に提出し、事前にその承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる軽微な変更については、この限りではない。

- (1)補助金の額に影響を及ぼさない範囲内で事業内容の変更をする場合
- (2)事業細目ごとに配分された補助対象経費を細目間において2割以内の変更をする場合

(補助金の中止又は廃止)

第7条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、補助事業の中止(廃止)承認

申請書(第5号様式)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の遂行)

第8条 補助事業者は、補助金交付の目的及び交付決定の内容並びにこれに付した条件に従い善良な管理者の注意をもって補助事業を遂行しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は、年度末のいずれか早い日までに補助金実績報告(第6号様式)を理事長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第10条 理事長は、前条により報告を受けた場合、報告書の書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の実績が補助金の交付決定の内容、及びそれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。(第7号様式)

(決定の取消し)

第11条 理事長は、補助事業者が補助金を他の用途へ使用をし、その他補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の経理)

第12条 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の事業と区別できるよう補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
2 補助事業者は、前項の支出額については、その支出内容を証する書類を整備し、前項の収支簿とともに補助事業完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(要綱の変更)

第13条 この要綱は、理事会の承認を得て変更することができる。

附 則

- 1 この要綱は、昭和63年4月1日から施行し、昭和63年度予算から適用する。
- 2 この要綱は、平成16年4月1日から施行し、平成16年度予算から適用する。
- 3 この要綱は、平成23年5月12日から施行し、平成23年度予算から適用する。
- 4 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、令和6年6月19日から施行する。